

# 震災における弁護士の役割

—3・11 東日本大震災を受けて—

3月11日（金）に発生した東日本大震災から半年が経過した。現在でも、未だ多くの方が仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、今後の生活に不安を抱えている被災者が多数いる。

東日本大震災という未曾有の事態を前に、直後から「被災地のために何かをしたい」と思って、全国の多くの弁護士や各弁護士会が様々な形で、現在まで被災者・被災地の支援を行ってきた。そして、今後も継続的な支援が必要とされている。

本特集では、東日本大震災後の当会を中心とした被災地支援の活動を紹介します。2011年7月13日に弁護士会館クレオで実施された東京弁護士会夏期合同研究全体討議「震災における弁護士の役割」からパネルディスカッションの内容を紹介する。同パネルディスカッションでは、被災現場で活動をしている被災地の弁護士やボランティア団体の方をお招きして、東日本大震災の活動を振り返りながら大規模災

害において弁護士に期待される役割、将来予想される東京直下型地震に備えて我々は何をするべきなのか、について取り上げ議論がされた。

今後の継続的な被災者・被災地支援のためにも様々な立場の方の意見は有益であると思われる。また、東日本大震災で大規模災害の脅威を実感した会員の方も多いと思われるが、将来起こる可能性が高いといわれている東京直下型地震への備えを検討し準備するための参考にしていただければと思う。

（佐藤 顕子）

## CONTENTS

- 復興支援は被災者の気持ちに寄り添って
- パネルディスカッション「震災における弁護士の役割」
  - テーマ1：東日本大震災を踏まえた大規模災害における弁護士の役割
  - テーマ2：東京直下型地震に備えて

## 復興支援は被災者の気持ちに寄り添って

東京三会東日本大震災復旧復興本部 本部長代行  
東京弁護士会東日本大震災対策本部 副本部長

瀧上 玲子 (35期)



### 1 東日本大震災発災直後の対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9、最大震度7という地震の規模の大きさ、津波による破壊的な被害の発生ばかりではなく、福島における原子力発電所の事故という複合的な大規模災害となりました。死者および行方不明者の数も2万人を超えるなど、日々の報道に東京の弁

護士のみならず、全国の弁護士が心を痛め、何か被災者のためにできることはないかとの思いを募らせました。

日弁連は直ちに災害対策本部を立ち上げ、被災地弁護士会、弁護士の安否確認および裁判所等関係団体との連絡等を行うなどの対応をしていました。私も日弁連災害復興支援委員会の委員として、日弁連災害対策本部に参加し、阪神淡路大震災の経

験を踏まえて、直ちに電話相談を行うべきであるという提案を行いました。3月14日の週は東京都内も原子力発電所事故および計画停電等でかなり混乱していましたが、日弁連、法テラス、東京三会との共催で3月23日から東日本大震災電話相談を実施することができました。相談ニーズは震災直後からあるのかという疑問も提示されましたが、被害甚大な被災地のみならず、軽傷地域からの相談のほか被災地の親族等からの深刻な相談など、当初は電話がつながらないほど多数の相談が寄せられました。相談担当者に向けたガイダンス的な研修を3月23日に実施したことを皮切りに、以後も東京三会が日弁連と共催で災害に関する研修を次々に企画し、4月から5月にかけて多数の会員が参加しました。

これらの実行部隊として、東京三会災害復旧復興本部が4月はじめに立ち上がり、さらにこれを支援するために当会にも災害対策本部が設置されました。

## 2 都内避難者への支援

今回の災害の特徴は、被災地が広域で、かつ県外避難者が多数存在し、東京都内にも避難所が設置されたということでした。東京都内の避難者に対する支援を直ちに行う必要があるという判断で、パブリック法律事務所関係者に声をかけ、東京武道館・味の素スタジアムへのアプローチを始めました。東京都の対応態勢が不十分であったため、当初受け入れを拒否されていましたが、3月20日に味の素スタジアムで事実上相談会を開催するに至り、さらに東京三会の会長名での支援申出を3月22日執行した結果、それぞれの避難所での相談会が実現しました。

その後、東京ビッグサイト、赤坂プリンスホテルで避難者受け入れが始まり、災害復興まちづくり支援機構の所属団体として相談会を実施することができました。

ただ初期の避難所相談というのは、法律相談というより、着の身着のままに逃げてきた避難者に通帳印鑑がなくとも都内の金融機関で自分の金融機関の口座から10万円を限度で引き出しが可能であること、社会福祉協議会の少額貸付制度の紹介、都内のハローワークにおいて失業給付手続きができることなどの情報提供が中心でした。東京の地理に不案内な方にインターネットで様々な情報を検索して提供するなどきめ細やかな対応に大変感謝されたものです。また、避難所の運営上の問題点を把握して、施設管理者への提案を行うという側面支援なども行いました。

都内避難所における支援は避難所が閉鎖され、公営住宅等に移動したことから、都内避難者への支援という形に変わり、各自治体にいる避難者を把握し、自治体と共催で相談会を開く、自治体が主催する避難者支援企画に参加して相談を受けるなどの方法で行いました。特に東京都内への避難者は原発事故で福島県から避難してきた方が多いことから、原発被災者ノートの説明会、原発賠償請求に関する相談会を多数回実施しています。

## 3 被災地支援

被災地に対する支援は、当該弁護士会からの要請に基づき、次のとおり行っています。当会の多数の弁護士から被災地相談担当を希望して頂きましたが、他会からの要請に応じた派遣日程のため、希望通り

に被災地相談に派遣できなかったことは申し訳ないことでした。

#### ① 福島県弁護士会支援

4月11日から6月末まで郡山のビッグパレットに毎日4名程度の弁護士を派遣し、避難所相談を実施しました。いわき、相馬の避難所等に関弁連と共催で、他県と分担しながら実施し、相馬は現在も続けており、12月まで予定されています。

#### ② 仙台弁護士会支援

4月29日～5月1日は、宮城県に63名の弁護士を派遣し、法テラス、仙台弁護士会、日弁連が共催で宮城県下一斉相談を実施し、東京三会の弁護士で560件を超える相談を受けました。

#### ③ 岩手県弁護士会支援

6月から岩手県沿岸部に道弁連、秋田県・青森県弁護士会、東京三会と担当週を決めて、1日あたり2名の弁護士を派遣しました。

東京三会は今後も日弁連、被災地弁護士会の要請等に応じて、弁護士の派遣を行っていく予定です。他方、被災地を自らの眼で見ることは、被災者の気持ちを少しでも理解して支援していくためにもとても大切なことです。今後支援の意欲を持つ会員の方には、被災地弁護士会に迷惑にならない範囲で被災地を見に行くことをお勧めします。

## 4 弁護士・日弁連のこれからの役割

東日本大震災後の復興はいまだ緒についたばかり

です。原発事故により甚大な被害を現在も受け続ける福島県では復興段階ということばを使うべきではないという意見もあります。今まで行ってきた初動の被災者支援活動だけではなく、今後長い期間をかけて法律専門家である私たち弁護士が被災地の復興に尽力しなければなりません。日弁連はこの間、様々な立法提言活動を行い、いわゆる二重ローン問題、災害弔慰金の兄弟姉妹支給、相続放棄申述期間の伸長、原発ADRなど、少しずつ実を結んできています。

かつて日弁連災害復興支援委員会の立ち位置が議論された時に、自然災害による被害が人権侵害であるかという議論がありました。しかし、必ず起こる自然災害に対して、国の無策により市民が被害を被れば人権侵害です。さらに、自然災害後市民が放置され、過酷な生活を強いられるとすれば、人権侵害といわざるをえません。今後も、日弁連は、災害対策基本法、災害救助法など関連法令に関する不備を指摘し改正を求めて、市民の人権擁護をはかるべき責務があると考えます。また、来るべき首都直下地震、東海、東南海、南海地震などの大規模災害に備えて、次世代、次々世代の弁護士が日弁連、弁護士会の行う災害復興支援活動に携わることが必要です。

## 5 最後に

甚大な被害であるがゆえに東日本大震災の復興過程において、疲弊したり、様々なあつれきが生じることもありましよう。私たち弁護士が被災者の気持ちに寄り添い、問題解決の一助となることで、被災者および被災地が元気を取り戻してもらえればと切に願うものです。

パネルディスカッション—2011年度夏期合同研究 全体討議第2部より

## 震災における弁護士の役割

被災者救済の為に、今できることは何か

2011年7月13日 弁護士会館クレオ

## パネリスト



気仙沼ひまわり基金法律事務所 東 忠宏 弁護士 (56期)

宮城県の最北の三陸海岸沿いにある気仙沼市で、2007年4月に気仙沼ひまわり基金法律事務所を開設し所長弁護士として活動している。気仙沼市は隣接町である南三陸町とともに、仙台地方裁判所気仙沼支部の管轄地である。

2011年3月11日の東日本大震災では、出張先の宮城県石巻市にて被災し、3月23日に気仙沼に戻れたものの、気仙沼市幸町にある事務所は2階まで津波（海水・重油）が浸水し、自宅も被災した。しかし、直後の3月中には三陸法律相談センターでの法律相談をし、並行して事務所の復旧を進めて4月4日には事務所を再開した。主として、水没した事件記録を乾かしたりしながら、依頼者の安否確認や震災の法律相談業務を行っている。



遠野まごころネット副代表 多田 一彦 氏

2011年3月11日の東日本大震災当日は福島のスキー場にいたが、約22時間かけて実家の岩手県遠野に帰る。翌日から物資を調達し、13日には釜石・大槌町へ向かって物資供給及び避難所の地図作成を行う。続けて、遠野市を拠点として支援してくれる団体や個人を募集し、3月28日には、社会福祉協議会のひとつの加盟団体という形で、「遠野まごころネット」という名称のボランティア団体を発足。

「遠野まごころネット」は、遠野市社会福祉協議会を中心に多数のNPO団体、各種の団体が参加した被災地支援のボランティアネットワークで、大槌へ泥かき隊を派遣したり、避難所へ足湯隊を派遣したり、東日本大震災で被災した岩手県沿岸部の被災者の方々の支援するための活動をしている。



日弁連災害対策本部員・災害復興まちづくり支援機構事務局 安藤 建治 会員 (43期)

2011年3月11日東日本大震災以降、日弁連災害対策本部員、東京三会東日本大震災復旧復興本部委員、東京弁護士会東日本大震災対策本部員及び災害復興まちづくり支援機構事務局として、被災地弁護士会の支援・調整等の活動を行っている。

「災害復興まちづくり支援機構」とは、関西で阪神・淡路大震災を契機に大震災で弁護士など各種専門家に何ができるかという視点から「阪神・淡路まちづくり支援機構」という団体が組織されたところ、2004年に東京でも同趣旨で組織された団体である。東京で将来起きると考えられる災害に備えて、東京都と連携しながら災害の復旧・復興に関わる専門家に何ができるかについて研究し、シンポジウムなどで発表している。



東京パブリック法律事務所 大沼 宗範 会員 (63期)

2011年4月、東京三会の福島県郡山市の避難所相談、5月、東京三会のいわき市の避難所相談などに参加。6月19日から21日にかけて、岩手県遠野市を拠点として活動している「遠野まごころネット」の震災ボランティア活動に参加し、主に瓦礫撤去や足湯の提供を行った。初日は陸前高田市米崎町で午前中は2時間、午後は1時間、瓦礫やガラス、鉄くず、一般ごみなどに分類して瓦礫撤去作業を行った。2日目は陸前高田市長部コミュニティセンター、3日目は釜石市民体育館（避難所・仮設併存）で、避難所の方々への足湯の提供のボランティアを行った。足湯とは、一人一人にたらいを用意してお湯と水を入れて温度調節した上で足を入れてもらい、手をさするなどリラックスしてもらうものであり、その間、避難者の方のお話を伺うなどした。

## コーディネーター



東京弁護士会東日本大震災対策本部嘱託 貞弘 貴史 会員 (56期)

2004年12月から2009年2月まで、岩手県遠野市の遠野ひまわり基金法律事務所所長として活動。東日本大震災以降、東京三会東日本大震災復旧復興本部事務局次長、東京弁護士会東日本大震災対策本部員として、被災者の支援にあたる。2011年6月より東京弁護士会嘱託就任。

## テーマ 1

東日本大震災を踏まえた  
大規模災害における弁護士の役割

## 被災地弁護士の経験及び活動

**貞弘：**大規模災害における弁護士の役割についてディスカッションしたいと思います。東さん、実際に被災されて仕事をしながら、例えば気持ちが落ち込んだりしたことはありましたか。

**東：**私は幸いにして事務所が復旧できてからは、そんなに気持ちが落ち込むことはなかったのですが、事務所が被災している状況においては、はじめはいいのですけれども、2回目、3回目と見ますと、記録も飛んだし、パソコンもやられているし、引っ越し先も分からないし、移動も難しいし、もうこれはどうしたらいいのだと思いました。

**貞弘：**逆に、弁護士活動をしていて励みになったことなどはありましたか。

**東：**私は、そもそもそういう訴訟とか、交渉という弁護士実務が大変好きなものですから、震災後もそういったものに取り組むこと自体はできており、ああ、弁護士冥利に尽きるなと思っております。

**貞弘：**依頼者から何か喜ばれたり、感謝されたりとかしませんでしたか。

**東：**そうですね、私が思うに弁護士業って、一番しんどいのは依頼者ともめることですが、被災して以降は

お互いに被災していて、私の事務所も津波でやられているというのは依頼者もよく分かっているんで、連帯感というか、お互い共通するものがあって、より依頼者と協調してできるようになったと感じます。

## 東京弁護士会の活動

**貞弘：**次に、東京弁護士会はどのような活動をされましたか。

**安藤：**従前は、災害対応の東京弁護士会独自の組織というものは存在しておりませんで、東京三会の災害対策委員会という三会での協議会のようなものが存在しておりました。そこで三会の委員で、東京で震災が起きたときにどのような準備をしておくべきかという意見をワークされていました。

東日本大震災が3月11日に起きたけれども、正式に復旧復興本部を三会で立ち上げたのは3月30日です。ところがそれ以前から、日弁連から電話相談を始めてほしいというお話がありましたし、3月20日前後の3連休に合わせるように、もうすでに都内の避難所には多数の避難者が入り始めていて、そこで法律相談をしなくていいのかという動きがございまして、正式に対策本部ができる前に、まずは一つ一つ進めていこうという形で動き始めておりました。

まず、電話相談を弁護士会館の地下で3月23日より開始しました。日弁連および法テラスとの共催で行っており、震災当初はNHKで案内のテロップが流れて、受話器を置いたらすぐ鳴るというような状況で、大変忙しい形で始まりました。

続いて、都内避難所における出張相談を行いました。3月の連休にはもう東京都が開設した避難所に避難者

が入り始めていて、一番最初に始めたのが味の素スタジアム、続きまして東京武道館、東京ビッグサイトという順に避難所が開所され、開所に応じるように東京の三弁護士会から、弁護士を派遣するという活動に取り組みました。最後の赤坂プリンスホテルは、3月まで営業されていたホテルで、その後避難所という形で6月まで利用が可能になったので、そちらにも弁護士を派遣して相談業務をいたしました。

それ以外にも、最近では先ほど申しました東京都が開いた4カ所の避難所がそれぞれ閉鎖されることになり、そこを出ていかれる避難者の受け皿という形で、現在は東京都の、あるいは各区、各市区町村で避難所を設ける形になっております。東京三会では、現在はその新たに設けられた各避難所で相談をしています。東京に避難されている方は福島県の被災者の方が多くおられますので、これからは原発の問題について対策本部に原発PTがごさいますので、都内避難所PTと原発のPTが一緒になって、原発問題を中心にするような形で、都内の避難所の相談を行いたいと考えております。

以上が都内の避難所の問題でございます。続いて、弁護士会の法律相談センターでは、三会のセンターもご利用いただくということで、霞が関と立川で面接相談をするという形でご案内を被災者の方にしておりますけれども、なかなかそれが広報の関係で周知徹底できないところがあり、さほど活用されていないというのが現状です。また、東京に避難されてきた人に、立川の相談所に来い、霞が関の相談所に来いというのは、地理の不案内な方にそういうご案内をしてもいけないというのが現在の我々の考えでして、やはり避難所におられる方々のところへいかに我々の方からアクセスするかということの方が重要ではないかという方向で、活動をいたしております。



それから、もう1つの大きな柱ですが、被災地へ東京三会の弁護士を派遣するという相談業務は、当初は福島のビッグパレットで始まり、その後いわきや相馬に広がっていきました。いわきでは7月以降も関弁連の取り組みが続く予定とは聞いておりますけれども、現在の段階では東京三会からの派遣は、ビッグパレット、いわきともに終了しております。相馬は、まだしばらく続く可能性があると考えております。

いずれの被災地においても、避難所がどんどん閉鎖されている状況でして、そういう形で避難所が閉鎖されるのに伴い、東京からの派遣は必要ないのではないかというお話をいただきまして、派遣を終了するという形になると思います。

続きまして、宮城県へは5月の連休に3日間、東京三会で63名の弁護士を派遣して、これは単発的に3日間行いまして、これで終了いたしております。それから岩手県へも、6月7日と現在、役所でやっている法律相談に派遣をするという形で行いました。ただし、この派遣につきましても、避難所がほとんど順次閉鎖されていくという中で、今後どの程度続くかということに関しては、あまり続かないのかなというのが現在の状況です。

## 弁護士会の役割

**貞弘**：電話相談や避難所相談はメディアにも取り上げられました。今日お越しの皆様につきましても、電

話相談や被災地の避難所相談にご参加いただいた方が多くいらっしゃったと思います。

私自身もたくさんの避難所の方に出向かせていただきました。そこでは高齢者、障害者、子供、女性といった、社会的な意味で救済が必要と思われる方々について、行政では十分対応できていなかったのではないかといい声も聞かれますし、私個人の感想としてもそういう状態だったと思います。

本日「被災女性の現状と支援～現地視察と被災地相談から考える」という分科会がございました。同分科会を担当された、会場にいらっしゃる中川明子さん、分科会で検討した内容につき、ご発言、ご報告いただけますでしょうか。

**中川：**午前中の第3分科会では「被災女性の現状と支援」としまして、仙台弁護士会の小島妙子弁護士、それから宮城で女性支援をしているみやぎジョネットという団体の事務局長の草野祐子さんをお招きして議論いたしましたので、その時の議論についてご紹介させていただきます。

まず、避難所に関しては、やはりいまだについてや更衣室もないといったプライバシーの問題や、防犯、衛生などの問題が解消されていないということでした。また、仕事の有無に限らず、炊事当番は女性のみという避難所も多いということです。といいますのは、自治体機能が崩壊してしまったために、避難所ごとに町内会の会長さんなどがリーダーとして各避難所を運営しており、どういう人がリーダーになるかということが運営を左右してしまうということです。

また物資の配分なども避難所によってかなり偏りがあって、不平等感が非常に大きいというお話でした。最初にどういう団体が支援に入ったかに左右されてしまうというお話もありまして、やはり災害時の避難所

の運営や、物資の配分などについて、仕組みづくりが必要であるというお話がありました。そして、生活に根差した女性の声こそ住民全体の暮らしやすさにつながりますので、その仕組みづくりに当たっては、女性の声を反映させることが大事ではないかと思いました。また一方で、現地では女性が起業をするなど、非常に力強い女性が現れてきているという心強い話もありました。ですので、そういった方々の支援も必要であると感じました。

また現在、被災者のニーズを無視したような経済復興を進めようとする動きもありますが、被災者の多くが長年かかって築き上げてきた人間関係、コミュニティを再生したいという気持ちが大きいので、コミュニティの再生を目指す復興が必要であるというお話もありました。そしてそのためには、やはり生活に根差した、女性が主役となって復興に参加していくことが必要であると感じました。

弁護士に期待される役割としては、被災者の方はこれまで弁護士に相談などしたことがない人がほとんどですので、現地の市民団体などと連携をして、相談しやすい雰囲気づくりが必要であるということ、それから個々の被災者の相談に応じることももちろん大切ですが、現地をよく知った上で、弁護士会として政策提言をしていくということも非常に期待されていると感じました。

**貞弘：**避難所の問題、それから今後の復興に向けて、生活に根差した女性の声をというお話が今ございました。現在、避難所は続々と閉鎖され、仮設住宅に移っております。仮設住宅につきましては、先ほど多田さんからご報告いただいたように、集落がめちゃくちゃで、そもそも水の出ない仮設住宅もあると。他方、行政が物資供給を次々と打ち切っているといったご報



告をいただきました。

中川さんのご指摘があった政策提言ということを踏まえまして、仮設住宅に物資が支給されないという問題点に対し、弁護士会としてはどのような対応をすべきなのでしょう。

**安藤：**これは基本的には災害救助法の問題だろうと思います。そもそも法律自体の限界なのかというところは問題があろうかとは思いますが、応急仮設住宅へ移ると、避難所を出た時点で食料その他の支給をしないというのがこの法律の行政上の解釈であるといわれております。要するに、避難所にいけば毎日の食事等々については支給されるということです。

ところが自立への一歩という形で、盛んに応急仮設住宅をお盆までには造って出なさいという話になっていきますけれども、いざ避難所を出て応急仮設住宅に移ると、そこでは自立をなさいという話で、日々の生活費、光熱費などは自腹、食事も自分で調達することが求められているということになっています。そうしますと、そもそも東北地方で仮設に入った人が、仕事もない状況でどうやって生活をしていけばいいのかと。避難所にいけば食事がもらえるわけだから、だったら避難所に戻ろうという形で戻ってこられる人もあるというのが、一部の現状だろうといわれております。

このような行政上の解釈は災害救助法にはどこにも書いてないでしょうというのが我々の考え方です。日弁連としても意見書を提出しています。そのほかにも災害救助法にはいろいろ問題点があります。弁護士会として何をすべきかということになりますと、仙台、宮城に相談に行った時に、ニーズを調査しようということで、多数の相談と同時にニーズの調査をさせていただきました。そのニーズ調査の結果をもって現状の法律の問題点を立法提言に活かしていくということは、

弁護士会としては非常に重要な役割ではないかと考えています。

**貞弘：**仮設住宅は自立するためというお話がありました。多田さん、実際に仮設住宅にボランティアで行かれたと思うのですが、現状の法制度、現状の運営のままで、仮設住宅ですぐ自立というのは、被災者の方ではできるのでしょうか。

**多田：**自立できる人とできない人の差は大きいと思います。被災前から生活に格差がある場合もあります。「仮設住宅に入居すること」＝「自立」と言い切るのは問題です。まだまだ自立の要素が整っていません。行政が自立したとみなして支援を打ち切る決定をしたからといって、NPO等の団体も同じ判断をすることはできません。

**貞弘：**そのためには、やはり弁護士会として被災者の格差をなるべく埋めるといふか、そういう政策提言、活動をしなければいけないということでしょうか。

## 個々の弁護士は何ができるのか

**貞弘：**では、次に個々の弁護士は何ができるのでしょうか。避難所の法律相談というカテゴリー以外で大沼さんは活動されましたが、自身の活動について、どのような意義があったとお考えでしょうか。

**大沼：**私は今回「遠野まごころネット」のボランティア活動に参加させていただいて、3つほど自分では意義を感じました。まず1点目は、実際に被災地や被災者の方の生活に触れることができた点です。がれきの撤去



避難所における足湯会場の様子

では、被災地で、実際に津波の被害があった場所を目の当たりにして、その中にいろいろなもの、生活の跡のようなものが落ちていて、被害がいかにも甚大だったのかということが分かりました。一方で、足湯でも被災者の方の今の実際の生活状況のお話などを伺うことができました。こういったものは、避難所で法律相談をすることによっても、もちろん得られると思うのですが、それ以上に、被災者の方のお気持ちとかそういうところに、少しでも思いをはせることができるようになったのかなと思います。

それとの関連で、実際に問題になっていることについて分かったということもあります。以前、震災関連のメーリングリストの中で、女性の方に食事の当番が集中して、それが当然になっており、仕事があるのに当番から抜けられない状態になっているという話を伺いました。

私はこの機会以外にもボランティアに行かせていただいて、その際に炊き出しをさせていただきました。実際に50人分くらいのもを作って、野菜を切って調理して…というのは量が多く、もちろん大変だったのですが、それより、前の当番の方が使った野菜の残りがあって、それは使って良いのかどうかとか、ハエがたくさんいて作業しにくいとか、献立についても、賞味期限の切れかかっている材料を優先的に使わなければいけないとか、かなり煩雑な作業で、考えなければならないこともたくさんあるし、かなり負担感が大きいものなんだということが実感できて、そのメーリングリストに書いてあったことの意味が分かったというのが私の中では収穫でした。

それから2点目ですけれども、法律相談の話も挙がっていますが、お話の伺い方にもさまざまな形があるのだなということが分かったことです。今回、足湯を行うということで多くの被災者の方が集まってこられて、足湯をする中で緊張が緩んで、いろいろな愚痴を

おっしゃる場面が見られました。その中には、法的な制度につなげられないかなというものも、若干ありまして、法律相談という形で実際に相続とか、離婚などという形で悩みを持ってこられる方を受け止めて答えていくというのも、もちろんそうなのですが、そうじゃなくて、潜在的にこういう問題を抱えておられる方の話をくみ取っていくやり方として、足湯ですとか、何らかの形で話しやすい状況をつくって、そこからくみ取っていくこともできるんだなということが分かったのは収穫でした。

それから3点目として、ボランティア団体の方々への後方支援の必要性というのがあるのかなということが、今回のボランティアを通じて分かりました。例えば今回、実際にボランティア活動を運営されている方のミーティングにも出させていただいたんですけど、その中で、やはり仮設に移るといことで、救援物資が送られなくなってしまうということなどが延々と議論されていました。

また別の機会にボランティアに参加したら、そのボランティア団体を作っている新聞の中に、現地で詐欺行為が横行しているので、注意してほしいというようなことが書いてあったりもしました。そういった形でボランティア団体には現場の情報がどんどん集まってきます。ボランティア団体の方が自分たちでさばき切れるものもあれば、そうでないものもある、その中で、法的に問題になりそうな情報も集まってくるのだなということが分かりました。ボランティア団体の活動に弁護士が参加すれば、そういったものもくみ取っていくのではないかと感じられたのも収穫です。

**貞弘：**多田さん、大沼さんのように弁護士がボランティア活動に参加することの意義について、ボランティア団体側としては何かメリットというのはありますでしょうか。

**多田**：すごくあると思います。このような事態ですから、超法規的な行動を取らざるを得ないことも時にはあって、団体としても個人としても悩む瞬間があります。その時、近くで相談できる相手がいることは非常にありがたい。それから大沼さんが、短い期間にお年寄りから子供まで、沢山の人の「つぶやき」を拾うことができたことには驚いたし、現地に渡ってこういう活動をしていただくことはとても嬉しいです。

また、毎日同じ人が調理や家事を担当している状態なので、たまには休んで下さいという気持ちを込めて調理を代わって行う「分かち合い隊」の活動を始めました。家事を分かち合うことで、また違う「つぶやき」を拾うこともできます。いろいろな問題も出てきます。弁護士会に私たちの後方支援をしていただくことは、本当に心強いことです。

**貞弘**：東さん、今後、個々の弁護士の活動について、どのようなことが期待されるでしょうか。

**東**：やはり避難所が解消されているところですから、今後は現地に派遣相談というよりも、駐留して腰を据えてやっていく案件も増えていくと思いますから、地元の被災地の取り組みとしては、より相談とかに十分力を入れていきたいなとは思っております。

そして、弁護士の皆さんにも大変ご支援いただきありがたいと思っておりますが、ちょっとボランティアの話が出たのですけれども、例えば私の家なんかも、本当に性別、年齢層もばらばらな人たちが、がれきの撤去とか、泥とか、炊き出しとか、清掃作業を大いに頑張っていたかまして、弁護士も一市民、一国民としてどんどん被災地に入っていたらありがたいなと思っております。

**貞弘**：今日の議論を踏まえて、今後、個々の弁護士の活動としてはどのような活動をしていくべきでしょうか。

**安藤**：本来的にまず何が一番重要かといいますと、法律問題についてのスキルをきちっと備えるということは最低限の必要条件なのだろうとは思っています。

阪神・淡路のときと今回の東日本の最も違う点はどこにあるかといいますと、今は皆さんノートパソコンを持っていて、インターネットで、その場でいろいろな情報をすぐさま提供できるということは、画期的に当時と違うことです。被災直後に避難所の方々が何を求めたかと申しますと、行政サービスについて、「何がもらえるんですか」、「どういうことになるんですか」、「どういう申請をすればいいんですか」と、この情報はものすごく需要がありました。ですから避難所に行く弁護士にも、ノートパソコンは必ず持って行ってほしいという話をしましたし、福島のパレットに行くに当たっても、ネットの状態を必ず調査してほしいと。インターネットがそこでつながるのかどうなのかということに関しては、非常に注意しました。やはりそういうことで、我々が避難所に行ってできることに関して、まずスキルアップをしていかなきゃいけないということが大前提だろうと思っております。

それに続いて、それ以外に何ができるのかということを考えてときに、必ずしも法律相談だけが我々ができることではなくて、もっと後方支援でできることがあるのではないかと。今回、遠野まごころネットの多田さんにお話を聞くと、やはりボランティア団体の方々とともに活動することによって、法的知識を有する弁護士がそこにいるということの重要性はあるんじゃないかと思えます。法律相談をするだけというのではなくて、どういう問題で皆様が困っているのか、それを支えているボランティアの人たちがどういう情報を欲

しいと思っておられるのかというところに、身近にいることによって、弁護士としてのボランティア活動も生きてくるのではないかなと思います。

## テーマ 2

### 東京直下型地震に備えて

**貞弘：**それでは、本日の全体討議のもう1つのテーマであります東京直下型地震が起きた場合のことについて伺いたいと思います。内閣府は阪神大震災の被害と東京都の被害想定と比較というものを行っております。安藤さん、東京直下型の被害想定について、簡単にご説明ください。

**安藤：**内閣府の『「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」報告書概要』という資料があります。その中で、内閣府では首都直下型地震の被害想定をしております、東京は一番危ないといわれているところでマグニチュード7.3の地震が起きた場合、冬の地震、風速15メートルという細かい状況設定をした上で、そのときに東京、首都圏ではどのような被害が発生するかという想定の数値であります。

死者約11000人、建物の全壊・火災による建物の焼失、経済被害約112兆円等々と数字が載っておりますけれども、これもあくまで想定上の数値でございまして、これ以外でも、例えば交通事故、電車の事故その他で突発的な災害がさらに発生し、そこで亡くなる方を含めると、これ以上の被害が発生するのではないかと考えられます。その上で、内閣府が資料にあるような復旧復興体制をつくっていくということで、非常に細かいシミュレーションをしているということです。

次に、東京都が作成した「都市復興のスケジュールと必要な作業の流れ」というタイトルの都市復興のスケジュールに関する資料があります。この中で復興の初動体制はどうすべきか、基本の案の策定、それから今後の基本計画の策定という形で、非常に細かい計画自体は作られています。

**貞弘：**東京直下型地震の際の弁護士の対応としては、東京三弁護士会はマニュアルなどを準備しているところですが、東京三弁護士会の「災害対応マニュアル」についてコメントがありましたらお願いします。

**安藤：**先ほど、今回の対策本部立ち上げというところでちょっとご説明しましたが、東京三弁護士会の災害対策委員会というところでは、東京で地震が起きたときに備えまして「災害対応マニュアル」というものを作りました。災害の定義付けをいたしまして、災害が発生したときにどういう復旧復興本部をつくるのか、本部長は誰にするのか、本部員にするのは誰なのか等々について細かく決めていきます。

復旧復興本部立ち上げ以前に、弁護士会館の対策本部というものがあまして、災害直後はそちらの方に対策本部が主として置かれるだろうということが想定されておりますけれども、その後、復旧復興に際しては、災害復旧復興本部の方で活動をするという立て付けになっております。

また、特に重要だと思われるのは、裁判所あるいは法務省、検察庁とどういう形で連携をするのかということとして、東京三弁護士会の「災害対応マニュアル」には相手方の連絡窓口等々については記載していませんけれども、これは本来であれば、毎年度相手方の連絡先を確認していただいて、マニュアルもそれを記載した最新バージョンのものを弁護士会としては保管

していただく形を想定しております。

マニュアルの「災害による緊急事態発生に関する弁護士会の対外的活動の内容等について」の欄には、本来的にはこの相手方の検察庁の連絡窓口はどこの誰、法務省の連絡窓口はどこの誰、地裁の連絡窓口はどこの誰というのを記入する箇所、その性質上、更新を重ねて毎年度差し替えていただきたいという前提でマニュアルは作られております。

また、災害が起きたときに弁護士はどのような法律相談ができるのかについては、三会ともその専門家が寄り集まっておりますので、法律相談センターのノウハウを利用してほしいと思います。災害が発生したときの法律相談の在り方についてはマニュアルに細かく記載されています。

**貞弘：**東さん、今の安藤さんのご発言に加えて、被災した弁護士からのアドバイスとして、地震に備えて準備しておくということがありますでしょうか。

**東：**今後弁護士としては、やはり生活や事務所に関する備えがあるといいなと思います。生活のことは割愛しますが、事務所でいいますと、やはり記録だとかデータがある場所を失うような被災があればどういふふう復旧するのかという手だてを考えておくとか、あるいは、おそらく活動時間、滞在時間が一番長い事務所あるいは移動中に被災する可能性があると思いますので、食料とか、水分とか、布団とか、靴とか、そういったものを事務所や車の中に備蓄しておくとか、あるいは住民や家族とどう連絡を取り合うかというのを、普段から意識されるといいなと思います。

**貞弘：**ありがとうございます。東さんは地震前に何か準備とかはされていらっしゃいましたか。

**東：**いや、お恥ずかしい話ですが、事務所に危機管理マニュアルとかはあったのですが、事務所から見ただけで3キロくらいに海岸があるのですが、まさかここまで津波が来て、しかも2階まで浸水というのはちょっと考えていませんでした。これは反省しております。

**貞弘：**そのように今回の災害は本当にいろいろな想定外のことが繰り返されました。ですから、東京直下型地震に備えても、やはり我々の想定を上回ることは常にあるといった前提で、日ごろ準備などをしていかなきゃいけないといったところでしょうか。

**東：**そういうことなのでしょうね。私、ちょっと震災後、気仙沼の歴史をさかのぼって勉強する気はかなりありまして、見てみますと、ここはもともと灌漑用地で、もともと海だった場所だというのが分かるわけですし、やはり貞観の地震がどうという話もありますけれども、そういう歴史を調べるのも大事なことなのだなと思っております。

**貞弘：**多田さん、今回起きた問題点などを踏まえまして、震災のときまでに我々が準備しておくべきことは何でしょうか。

**多田：**団体間の連携を保っておくことが大切だと思います。現在は中川さん所属の「ヒューマンライツ・ナウ」にも、まごころネットで活動していただきとても心強く思います。被災当初、岩手県の弁護士会や司法書士会は、被災県であるから、沿岸に出張することはできないということでした。

確かに、このような状況は予測できることです。したがって、岩手県が被災した場合は東京弁護士会



がバックアップし、宮城県が被災した場合は横浜弁護士会がバックアップするというように、災害時の支援体制を分担し整えておく必要はあると思います。

東京直下型地震に関して言えば、今までの災害の経験を活かすというようなレベルではないような気がします。先ずどのエリアの人をどこに逃がすか、そしてその避難先は、どのような支援体制をとるのか。この点を検討しておく必要があるかと思えます。

弁護士、医者、建築士等の専門業種の方々も、できるだけ早めに自分の存在を明らかにすることが必要です。被災直後は身の安全と食を確保することが重要ですが、その後、1週間、10日と経過するにつれて専門知識が必要となってきて、いろいろな職業の方がいて欲しいという思いがでてきます。腕章やカードを付けるなどでも十分だと思います。

**貞弘：**今、バックアップというお話もありました。ここが被災したら別のところが支援をすると。ちなみに遠野は、そういう意味のバックアップを事前に築いていたといったことはありましたでしょうか。

**多田：**遠野というのは、明治の津波のときから、三陸に何かあった場合にバックアップの後方支援基地になってきたんですね。今回もちょっと前に行政の中でそういう位置付けというのを明らかにされていたのですが、それに対していろいろな準備をする間もなかったのですが、地理的にももう当然そういうふうにするべきことだろう、普通感覚でそうだろうというふうにみんなが思っていたと思います。

**貞弘：**大沼さん、若手弁護士として常時考えておくべきことはありますか。

**大沼：**今、自分としては3点ほど考えております。まず1点目ですけれども、知識に関してどん欲であることが大事なかなと思います。今、震災のメーリングリストにご登録されている方々がたくさんおられると思うのですが、毎日のように大量の情報が出てきて、疑問点に対して事例が蓄積されて、こういうのはどうでしょうかとということで提案されていて、その中には、今回の震災に関する論点が沢山含まれていると思うんです。今後大災害が発生したときにも、やはり同じような論点が問題になることもあると思います。その際に知識がゼロなのと、いくら既にそういったところで勉強しておいて知っているということでは初動が全然違うと思いますので、知識に対してどん欲であることは大事なかなと思います。

それから、2点目として、被災地や避難所で実際に活動に携わることも大事だなと思います。今はまだ私も新人なのですが、今後また大災害が何らかの形で生じたら、そのころには現場で活動を担っている可能性もあると思います。その中で、実際に被災地等で見て初めて気付いたことや考えることというのが、先ほどからご報告させていただいている通り、ありまして法的な知識がないとしても、例えばパソコンを持って行って、その場ですぐに調べるといった形で貢献できる部分があるかと思えますので、そういう形で実際の避難所とか被災地で活動することが大事なかなと思います。

最後に3点目ですけれども、被災者の方が話しやすいように、こちらの方から近づいていく姿勢は大事にしたいなと思っております。私が行かせていただいた遠野で伺った話ですと、岩手県の方は避難所から仮設住宅への移動が進んでいます。そうすると避難所の方にコミュニティ単位で避難してこられていた方もばらばらになってしまうということもあって、ますますこ

ちからの手が届きにくい環境になってしまうと思います。

一方で、弁護士について敷居が高いというイメージもまだあるようで、私もボランティアに参加させていただいただけなんですけれども、例えば社協の方と名刺交換をしたら、名刺を見るなり、「弁護士さんって敷居が高いのよね」と言われてしまったりとか、一緒にボランティアに行かせていただいた方も、「弁護士さんって初めて見ましたよ」とか、私より年上のボランティアの方がなぜか敬語をずっと使ってきたりというような形で、何となく弁護士というのが異質な存在というか、周りから特別な存在のように見られているんだなということをこの3日間ですごく痛感しました。

例えば足湯のように何げない会話から法的な話につながったりという形で弁護士としてできることもあるんだなと今回思いましたので、被災者の方にそういう形でこちらの方から近づいていく姿勢というのは、今後大事にしていかなければいけないと感じました。

**貞弘：**多田さん、今回、若い弁護士も、積極的に被災地の支援活動に携わっています。私もまごころネットを見せていただいたんですけれども、まごころネットの事務局は、比較的若い大学生とか大学院生といった方々がいらしゃいましたよね。その人たちは今後どのような存在になっていくと思いますか。

**多田：**普段私は、若い人たちに、目的に向かって、ある程度正しいと判断したら「どんどん勝手に仕事を進めなさい」と言っていますが、なかなか勝手にはできないようです。しかし、毎日の活動の中で、少しずつ成長し、自分で判断して「勝手に仕事を進める」こともできるようになってきています。頼りがいも出てきています。彼らは、休学、休職して活動しています。

将来どこかで、何かの事態が発生した時に、必ず、遠野まごころネットのネットワークを活かして、リーダーとなり連携して活躍してくれると信じています。

**貞弘：**安藤さん、今までのお話を総括して、これから我々がやるべきことについてお話いただけますでしょうか。

**安藤：**東京直下型地震に備えてどういふことを今すべきなのかということが本日のテーマでもあるかとは思いますが、東さんがおっしゃったように、事務所が被災する時に、どういふ備えをすべきかというのがまず第1点で最重要課題だろうと思います。3月11日には交通機関が止まりまして、帰れなかった弁護士も結構いると思います。私は、東京にいなかったものだから、東京の状況がどうだったのかちょっとよく分かりませんが、うちの事務所も、やはり統一的な避難の方法が決まっていなかったので、途中で事務所を出てしまって日比谷公園をうろうろしていて、弁護士会館にたどり着いたというグループもあれば、そのまま事務所に戻って、帰れないので事務所で一夜を明かした者、それから職員さんの中には、家まで歩いて帰られた方と、三者三様の避難の仕方があったようでした。

これは、自分たちの身を守るための対策、対応が各事務所で作られていないからではないかということ、やっぱり非常に問題なんだろうと思います。東さんが言われたように、少なくとも弁護士同士が連絡を取り合えるとよいと思います。今どこで何をしていた、大丈夫なのかというのを被災当日にきちっと連絡が取り合えないというのは、非常に問題なのだろうと思いますので、家族、事務所、そういうものを守るための態勢を各人がするという事です。弁護士だろうが弁護

士でなかろうが関係ない話であって、そこがまず一番重要なんだろうと思います。

それで、じゃあ、弁護士としてどういう形で、その後の対応をするのかということに関しましては、想像力とやっぱり危機管理能力をきちんと持つことが重要だろうと思います。我々としては何ができるのかということをごを常日ごろ考えておく、どういう規模の災害が出れば自分はどのような立場に置かれるのかという想像力がまず必要だろうと思います。その上で、そういう状況に置かれたときに自分たちは何ができるのかを考えるとという形になるんだろうと思います。

特に我々ができることについては、先ほど申しましたように阪神・淡路のときと今回では、もうずいぶん弁護士に要求される内容が異なってきたということが明らかになったと思います。この先さらにどんなツールが発達していくのかというのは、今の段階では分かりません。携帯電話はつながりにくくなったということは明らかでございますけれども、じゃあ、衛星を使った携帯なり、ナビはどうなのかと。それからツイッターは今回有用だったと、家族同士の連絡もその方が有用だったという話も聞いておりますので、今後、我々が業務をするに当たっても、そういう新しいものが使えるスキルをきっちり身に付けていくことも必要なのだろうと思います。

それから避難者に対する相談というのは、やっぱり何か法律問題がありますかというアプローチではだめなのだと今我々は勉強したと思っております。まず話を聞くということが重要なのだろうと。弁護士というのはやっぱりなかなか近寄りたが職業だというのが、一般の方の持っている印象なのかもしれません。そこに近づいていって、「弁護士です」と名乗って「何かありますか」と言うのでは、やはり避難者の本当の悩みは聞けないと思います。

足湯をしたら、足をお湯の中でさすっているときに、今まで話してくれなかった話が聞けましたと大沼さんはおっしゃいました。それが必ずしも足湯でなくても構わないと思いますけれども、そういう形でアプローチの仕方というものを、我々はさらに研鑽していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

3番目に、本日はまちづくり支援機構の事務局員の立場としても私は参加しておりますけれども、いろいろな他士業との連携が非常に重要だろうと思えます。特に今回、ボランティアセンターの多田さんがおみえですけれども、ボランティア団体との連携ということも、今まではなかなか弁護士会としてもできなかったし、弁護士としてもなかなかできていない部分がありました。けれども遠野のボランティアセンターを経由すれば、ボランティア活動の一環として我々が被災地へ行き、避難者の需要を聞けるんだと、それによって弁護士として何をすべきかが分かってくるんだということを今日、明らかにしていただけたと思います。

最後に、弁護士として、あるいは弁護士会として果たすべきこととして、立法提言があると思います。最大の問題だといわれています住宅ローンなど既存債務をどのような形で処理していくかという件についても、弁護士会は非常に活発な活動をしているということですので。今後とも、災害救助法なども含めて弁護士会が取り組んで、変えなきゃいけないことは変えていくということが重要なのではないかなと思います。

**貞弘:** パネラーの皆様、長時間ありがとうございました。それでは、時間になりましたので、この辺で終わらせていただきます。

(構成：佐藤 顕子)